特許の判例紹介 平成 29 年(ワ)第 15518 号 東京地裁 - AI 特許の直接侵害の認定について -

2019年10月15日

特許業務法人 **HARAKENZO**WORLD PATENT & TRADEMARK

第1. 事件の概要

平成 29 年 (ワ) 第 15518 号 東京地裁 令和元年 6 月 26 日 損害賠償請求事件 <結論> 請求棄却

被告のAI製品をインストールした装置につき、名称を「自律型思考パターン生成機」とする特許第5737641号(他2件、いずれもAI特許)を侵害するとして損害賠償請求等を求めた事件。原告は、被告製品のパンフレットや動画を証拠として直接侵害等を主張したが、裁判所は、被告AI製品が本件特許の構成要件を充足していると認めるに足りる証拠はないとして、請求を棄却した事例。

第2. 本件特許発明

本件特許の請求項1は以下のとおり。

【請求項1】

- 1 A 画像情報, 音声情報および言語を対応するパターンに変換するパターン変換器と, パターンを記録するパターン記録器と,
- 1B パターンの設定、変更およびパターンとパターンの結合関係を生成するパターン制御器と、
- 1 C 入力した情報の価値を分析する情報分析器を備え,
- 1D 有用と判断した情報を自律的に記録していく自律型思考パターン生成機。
- この資料には続きがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長弁理士黒田敏朗(大阪本部在籍)TEL: 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製·転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。 是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト>:http://www.harakenzo.com

<商標専門サイト> :http://trademark.ip-kenzo.com

<意匠専門サイト> :http://design.ip-kenzo.com

<弊所法務部 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment

<広島事務所 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。